≪貸金庫規定≫

1. （契約の成立）

当金庫は、お客さまから貸金庫取引に係る、当金庫所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときに、当該取引に係る契約が成立するものとします。

2. （格納品の範囲）

⑴ 貸金庫には次に掲げるものを格納することができます。

① 公社債券、株券その他の有価証券

② 預金通帳、証書、契約証書、権利書その他の重要書類

③ 貴金属、宝石その他の貴重品

④ 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの

⑵ 当金庫は前項各号の掲げるものについても、相当の理由があるときは入庫をおことわりすることがあります。

3. （契約期間）

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する３月末日までとし、契期間満了までに借主または当金庫から解約の申し出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から１年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

4. （使用料）

⑴ 貸金庫の使用料は、当金庫所定の料率により１年分を前払いするものとし、毎年４月の当金庫所定の日に、借主が指定した預金口座から、普通預金･総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ使用料を充当します。なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を１ヶ月としてその月から月割計算により支払ってください。

⑵ 使用料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。

⑶ 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの使用料を月割計算で返戻します。

5. （鍵の保管）

貸金庫に付属する鍵正副２個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は当金庫立会いのうえ借主が届出の印鑑により封印し、当金庫が保管します。なお、正鍵の複製はできません。

6. （利用カードの交付）

自動貸金庫利用の場合は、「自動貸金庫暗証届」により利用カード（以下、「カード」という）を交付します。

7. （貸金庫の開閉等）

⑴ 貸金庫の開閉は、借主または借主があらかじめ届出た代理人が正鍵を使用しておこなってください。

⑵ 開扉にあたっては、当金庫所定の「貸金庫開扉依頼書」に届出の印鑑により記名押印のうえ提出してください。（自動貸金庫ご利用先は除きます）なお、開扉後は貸金庫の施錠を確認してください。

⑶ 格納品の出し入れは、当金庫所定の場所で行ってください。

8. （届出事項の変更等）

⑴ 届出の印鑑･カードを失ったとき、または届出の印鑑、名称、代表者、代理人、住所その他の届出事項に変更があったときは、ただちに当店に届出てください。なお、この届出の前に、届出を行わなかったことにより生じた損害については、当金庫は一切責任を負いません。正鍵を失ったとき、もしくは毀損したときも同様とします。

⑵ 届出のあった名称、住所あてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

9. （印鑑、カード、鍵の紛失時等の取扱い）

⑴ 届出の印鑑、カードもしくは正鍵を失った場合の貸金庫の開閉は、当金庫所定の手続きをした後に行ってください。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

⑵ カード、正鍵を失った場合または毀損した場合は、錠前等の取替えに要する費用を支払ってください。なお、当金庫が貸金庫の変更を求めたときは、ただちにこれに応じてください。

10.（成年後見人等の届出）

⑴ 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときは、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届け出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届け出てください。

⑵ 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときは、直ちに任意後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届け出てください。

⑶ すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意監督人の選任がされている場合にも、前２項と同様に当店に届け出てください。

⑷ 前３項の届出事項に取り消しまたは変更等が生じたときにも同様に当店に届け出てください。

⑸ 前４項の届出前に生じた損害については、当庫は責任を負いません。

11.（印鑑照合等）

「貸金庫開扉依頼書」、「諸届」その他の貸金庫取引に関する書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて開扉その他の取扱いをしたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は一切責任を負いません。なお、使用される正鍵についても、当金庫は確認する義務を負いません。

12.（損害の負担等）

⑴ 災害、事変その他の不可効力の事由または当金庫の責めによらない事由により、貸金庫設備の故障等が発生した場合には、貸金庫の開扉に応じられないことがあります。このために生じた損害については当金庫は一切責任を負いません。

⑵ 前項の事由による格納品の紛失、滅失、毀損、変質等の損害についても当金庫は一切責任を負いません。

⑶ 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当金庫または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償してください。

13.（反社会的勢力との取引拒絶）

貸金庫は、第１４条第３項第１号、第２号ＡからＦおよび第３号ＡからＥのいずれにも該当しない場合に使用することができ、第１４条第３項第１号、第２号ＡからＦまたは第３号ＡからＥの一にでも該当する場合には、当金庫はこの貸金庫の使用申込をおことわりするものとします。

14.（解約等）

⑴ この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、カード、正鍵および届出の印鑑を持参し、当金庫所定の手続きをしたうえ貸金庫をただちに明渡してください。なお、カード、正鍵または届出の印鑑を失った場合に解約するときは、このほか本規定第９条に準じて取扱います。

⑵ 次の各号に一でも該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から「解約のご通知」があったときは、ただちに前項と同様の手続きをしたうえ貸金庫を明渡してください。なお、第２条により契約期間が満了し、契約が更新されたときも同様とします。

① 借主が使用料を支払わないとき。

② 借主について相続の開始があったとき。

③ 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当金庫もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき。

④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき。

⑤ 借主または代理人が本規定に違反したとき。

⑶ 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに第１項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。

① 借主が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

② 借主または代理人が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

Ａ．暴力団

Ｂ．暴力団員

C．暴力団準構成員
D．暴力団関係企業
E．総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
F．その他前各号に準ずる者

③ 借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
A．暴力的な要求行為
B．法的な責任を超えた不当な要求行為
C．取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
D．風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
E．その他前各号に準ずる行為

⑷ 前３項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日の属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第４条第３項に基づく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときはただちに支払ってください。なお、当金庫はこの不足額を明渡しの日に第４条１項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。

⑸ 第１項から第３項の明渡しが３ヶ月以上遅延したときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開扉のうえ、格納品を別途管理もしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当金庫は貸金庫の開扉に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要するすべての費用は借主の負担とします。

⑹ 使用料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当金庫からの請求がありしだい支払ってください。

15.（貸金庫の修繕、移転等）

貸金庫の修繕または移転その他やむを得ない事情により、当金庫が格納品の一時引取りまたは貸金庫の変更を求めたときは、ただちにこれに応じてください。

16.（緊急処置）

法令の定めるところにより貸金庫の開扉を求められたとき、または店舗の火災、格納品の異変等緊急を要するときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開扉し臨機の処置をすることができるものとします。なお、このために生じた損害については当金庫は一切責任を負いません。

17.（譲渡、転貸等の禁止）

貸金庫の使用権は譲渡、転貸または質入することはできません。

18.（規定の変更）

⑴ この規定の各条項その他条件は、民法 548 条の 4 の規定により、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、変更内容を記載した店頭ポスター掲示またはホームページ掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

⑵ 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以　上